

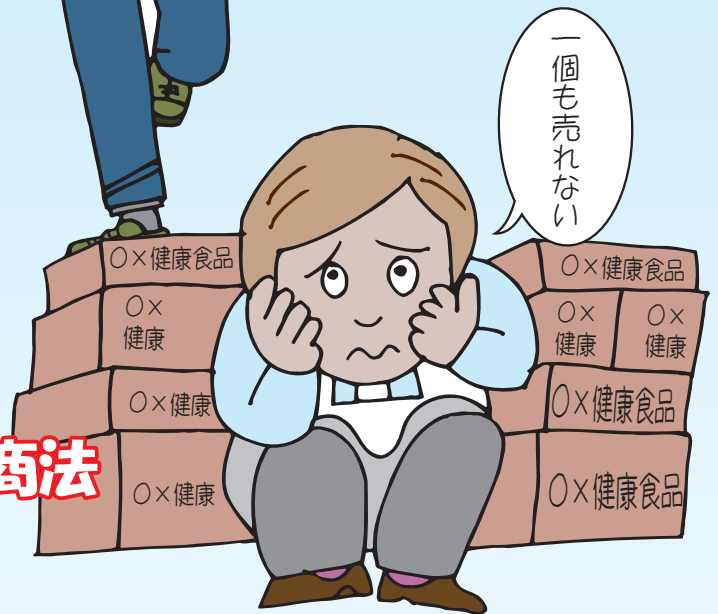
気をつけて! 悪質商法と契約トラブル



キャッチセールス



アポイントメント
セールス



マルチ商法



と思ったら、すぐにお住まいの市町村や
消費生活センターへ!

北海道立消費生活センター

あなたを狙う悪質商法の手口

アポイントメントセールス

●あなたに近づく手口

電話で「当選した」「あなただけ特別」などと言って喫茶店やファミリーレストランなどに呼び出し、特典を強調して複合サービス会員権などを契約させます。

●主な商品は…

複合サービス会員権、DVDソフト、宝石など

●ここに注意！

おいしい話にはウラがあります。「当選」「特典」などの甘い誘い文句に惑わされないこと。

知らない人からの電話は早めに切って相手にしないこと。



キャッチセールス

●あなたに近づく手口

街頭で「アンケート」などと言って呼び止め、店舗や営業所などに連れて行き、今ならキャンペーン価格などとしてこく勧誘し契約させます。

●主な商品は…

エステティックサービス、化粧品、美顔器、絵画など

●ここに注意！

契約するまで帰してもらえないこともあります。

声をかけられても安易に付いて行かないこと。「話だけなら」は危険です。

マルチ商法

●あなたに近づく手口

友人から「誰でもかんたんに儲かる話がある」と言われセミナーに誘われます。自分が商品を買えばマージンが入り高収入が得られると言われ、商品を購入し、ピラミッド型に会員を増やす組織に加入しますが思うように売れず在庫と借金を抱えてしまうおそれがあります。

●主な商品は…

健康食品、化粧品、浄水器、24時間風呂など

●ここに注意！

「簡単に儲かる」「月100万円も夢じゃない」などという甘い言葉に惑わされないこと。

友人、知人を巻き込むため人間関係を壊してしまう危険があります。

興味がない、必要ないと思ったら、相手が友人でも勇気を出して断りましょう。



あなたを守るくらしの法律

知っておきたい！クーリング・オフ制度

○クーリング・オフとは？

クーリング・オフとは、訪問販売など法律で定められた特定の取引について、いったん契約した場合でも、一定期間は消費者が自由に契約を解除することを認めるものです。

例えば、訪問販売では契約書面を受け取った日から8日間は無条件で契約を解除できます。すでに支払ったものは返金されます。解約理由は必要ありません。

○クーリング・オフ期間

取引内容	適用対象	クーリング・オフ期間	備考
訪問販売	※全ての商品・役務・指定権利	8日間	アポイントメントセールス、キャッチセールス、催眠商法を含みます。
電話勧誘販売	※全ての商品・役務・指定権利	8日間	
連鎖販売取引	全ての商品・役務・権利	20日間	いわゆるマルチ商法です。
特定継続的役務提供	エステティックサロン・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス	8日間	店舗での契約も含みます。契約後も中途解約権があります。
業務提供誘引販売取引	全ての商品・役務・権利	20日間	いわゆる内職・モニター商法です。店舗での契約も含みます。

※ここでは特定商取引に関する法律で定められたクーリング・オフのみを紹介しています。この他にもクーリング・オフできる取引があります。

※訪問販売等で契約した場合でもクーリング・オフできない場合があります。

(路上勧誘(キャッチセールス)で行われる飲食店、カラオケ店、3,000円未満の現金取引、健康食品、化粧品等のいわゆる消耗品を使用または一部を消費した場合、そのほか葬儀、乗用自動車など)

○クーリング・オフのしかた

クーリング・オフは、後日、紛争が生じないように必ず書面で通知しましょう。その際「特定記録郵便」か「簡易書留」で送付しましょう。また必ず書面の裏表をコピーして保管してください。

なお、クレジット契約をした場合はクレジット会社(信販会社)に送付してください。

はがきでクーリング・オフする方法は裏面のとおり。

○はがきでクーリング・オフする方法

郵便はがき

切手

〒□□□□□□

(会社名)

府 都 道

郡 市 区

村 区 町

代表者様

特定記録郵便または簡易書留

ハガキ記載例

契約解除通知書

申込日 平成 年 月 日
書面受領日 平成 年 月 日
商品・役務名
契約金額 円
販売会社名
(担当者名)

上記の契約を解除します。
つきましては、すでに支払っている金銭
(金 円)を返金し、
商品は早急にお引き取りください。

申し出日 平成 年 月 日

(契約者)
住所
氏名

●契約についてのアドバイス

- 知らない人からの電話や街で声をかけられても、相手にしないようにしましょう。
- クレジット契約は「借金」と同じです。自分の収入と照らし合わせて慎重に検討しましょう。
- 困ったときはひとりで悩まずお住まいの市町村、消費生活センターにすぐ相談しましょう。
- クーリング・オフ以外にも消費者契約法などあなたを守る法律がありますのであきらめないこと。

北海道立消費生活センター 指定管理者(社)北海道消費者協会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F
(相談専用電話)050-7505-0999 相談受付は平日の9:00~16:30
(代表電話)011-221-0110 (FAX)011-221-4210
URL <http://www.do-syouhi-c.jp/>